

■ 病院概要

開設者 社会福祉法人 青祥会 理事長 畑下 嘉之
管理者 院長 松岡 俊樹
病院名 セフィロト病院
開設 2012年（平成24年）4月1日
 （旧長浜青樹会病院開設 1958年（昭和33年）4月16日）
所在地 〒526-0045 滋賀県長浜市寺田町257
 電子メール：sep.info@seishokai.jp
 ホームページ：https://www.seishokai.jp/sephiroth/
病床数 精神病床数 176床（内指定病床数 20床）
 ○精神一般病棟 57床
 ○認知症治療病棟 59床
 ○精神療養病棟 60床
標榜科 精神科 老年精神科 内科

施設基準

（施設基準名）	（受理番号）	（算定開始日）
精神病棟入院基本料15対1	（精神入院） 第585号	H24. 4. 1
看護配置加算	（看護） 第624号	H24. 4. 1
看護補助加算1（看護補助体制充実加算）	（看護） 第758号	R6. 6. 1
認知症治療病棟入院料1（認知症夜間対応加算）	（認知1） 第10号	R1. 5. 1
精神療養病棟入院料（重症者加算1）	（精療） 第22号	R1. 5. 1
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	（精救急受入） 第3号	H24. 6. 1
救急医療管理加算	（救急医療） 第25号	R2. 4. 1
精神科身体合併症管理加算	（精合併加算） 第13号	H24. 4. 1
療養環境加算	（療） 第102号	H24. 4. 1
感染対策向上加算3	（感染対策3） 第16号	R6. 6. 1
後発医薬品使用体制加算1	（後発使1） 第74号	R5. 5. 1
精神病棟入院時医学管理加算	（精入学） 第20号	R2. 8. 1
精神科作業療法	（精） 第14号	H28. 8. 1
医療保護入院等診療料	（医療保護） 第12号	H24. 4. 1
薬剤管理指導料	（薬） 第99号	H29. 5. 1
療養生活継続支援加算	（療活継） 第7号	R4. 4. 1
こころの連携指導料（Ⅱ）	（こ連指Ⅱ） 第11号	R4. 4. 1
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	（電情） 第7号	H28. 4. 1
入院時食事療養（Ⅰ）	（食） 第419号	H24. 4. 1
CT撮影及びMRI撮影	（C・M） 第160号	H29. 4. 1
酸素の購入価格に関する届出	（酸素） 第4957号	R5. 4. 1
医療DX推進体制整備加算	（医療DX） 第129号	R6. 6. 1
早期診療体制充実加算	（早充実） 第3号	R6. 6. 1
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	（外在Ⅰ） 第15号	R6. 6. 1
入院ベースアップ評価料20	（入Ⅱ0） 第3号	R6. 6. 1
診療録管理体制加算3	（診療録3） 第93号	R6. 9. 1

指定 健康保険法老人保健法保健医療機関
 精神保健福祉法指定病院
 指定自立支援医療機関
 生活保護法指定医療機関
 精神障害者地域生活援助事業施設
 第二種社会福祉事業福祉医療機関
 滋賀県精神科救急医療システム事業病院
 応急入院指定病院
 心神喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関
 厚生労働省臨床研修指定病院
 日本老年精神医学会専門医制度認定施設
 日本精神神経学会精神科専門医制度研修施設
 (公財)日本医療機能評価機構 病院機能評価認定病院
 認知症疾患医療センター

病院施設 グループホーム ひこぼし（男子） 定員6名
 職員寮（啓潔荘）

法人内施設

- 介護老人保健施設** (定員)
 ・長浜メディケアセンター（長浜市加田町） 104名
 ・坂田メディケアセンター（米原市野一色） 130名
- 特別養護老人ホーム**
 ・青浄苑（長浜市加田町） 117名
 ・アンタレス（長浜市加田町） 90名
 ・坂田青成苑（米原市野一色） 110名
 ・青芳（長浜市川道町） 70名
 ・やまびこ（愛知郡愛荘町） 70名
- ケアハウス**
 ・ケアハウスさかた（米原市野一色） 15名
 ・ケアハウスアシ・アエ（長浜市川道町） 15名
- 訪問看護ステーション
- 訪問介護（ホームヘルパーステーション）
- ケアプランセンター
- 通所リハビリテーション
- 通所介護
- 訪問リハビリテーション

■ 当院の理念・基本方針

○社会福祉法人 青祥会 理念

人間愛に基づき、和顔^{わけんあいご}愛語の心を基本理念として、心豊かな安らぎのある地域社会の推進と充実に貢献することに努める。

○社会福祉法人 青祥会 基本方針

1. 私たちは、生命の尊さを大切にし、人権を尊重します。
2. 私たちは、誠心誠意、思いやりとやさしさを持って接します。
3. 私たちは、常に向上心を持って専門的サービスを提供します。
4. 私たちは、公共性・透明性・経済性を大切にします。
5. 私たちは、地域と共に医療・介護・福祉の充実を目指します。

○セフィロト病院 理念

私たちは、「和顔愛語」の心を基本理念とし、地域住民のこころと身体を健康をささえる病院として、誠心誠意、温かい医療を提供します。

○セフィロト病院 看護部理念

患者・家族様に「この病院で良かった」と感じていただける看護・介護を目指します。

○セフィロト病院 基本方針

1. 医療・介護サービスの向上
地域の特性や資源等を活かし全職員が一丸となって青祥会ケアシステムの構築に取り組みます。また、患者様の心身の機能回復、重度化防止等自立支援に努め、更には権利擁護と虐待防止の取組み等質の高い医療・介護サービスの提供に努めます。
2. 地域貢献活動の取り組み
複雑・多様化する地域ニーズ・課題を的確に捉え、社会の幅広い層と力を合わせ、様々な地域貢献の取組みを進めます。
3. 人材の確保・育成の取り組み
時間管理の一環として、業務改善と業務の効率化に取り組むことにより、ワークライフバランスの取れた職場環境を築き、働く職員の評判や紹介により人が集まる職場づくりを目指します。
4. 組織強化の取り組み
各種委員会や会議を効果的に開催することにより、更なる組織力の強化を図ります。また、病院機能評価を受審するにあたり、病院としての課題や情報の共有化と改善に向けた取組みを行うことにより、更なる組織力の充実と強化を図ります。

■ 医療相談のご案内

当院では、次のようなことでお困り、あるいはご心配をしておられる方々のため、相談に応じていますので医療相談担当者に、ご遠慮なくお申し出下さい。なお、医療相談はすべて無料で行っています。またご相談された事柄については固く秘密が守られます。

- * 医療費やその他必要な経費について
- * 社会保障制度（障害年金、自立支援医療制度等）の申請について
- * 療養中の問題について
- * 退院後の生活について
- * 健康相談・保健教育について
- * 精神保健相談・老人精神保健相談
- * インフォームド・コンセントについて
- * セカンドオピニオンについて
- * カルテ開示について
- * 無料低額診療に関する相談

診療記録等の開示を求められる方は医療相談担当者までお申し出下さい。

また当院では、医療の透明化や患者の皆さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたしております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、ご希望いただければ無料で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、事務所窓口までその旨お申し出下さい。

■ 看護に関するもの

○精神病棟入院基本料 15 対 1 を算定している病棟は（日勤・夜勤あわせて）入院患者の皆さま 15 人に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 7 割以上）と、常時、入院患者の皆さま 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置し、これらのスタッフが交代で 24 時間看護を行っています。

当該病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

朝8時15分～夕方17時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

夕方17時00分～深夜0時45分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

深夜0時45分～朝8時45分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

○認知症治療病棟入院料 1 を算定している病棟は（日勤・夜勤あわせて）入院患者の皆さま 20 人に対して 1 人以上の看護職員（うち看護師が 2 割以上）と、常時、入院患者の皆さま 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置し、これらのスタッフが交代で 24 時間看護を行っています。

当該病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師、准看護師）・1日に8人以上の看護アシスタントが勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時15分～夕方17時00分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

看護アシスタント1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

夕方17時00分～深夜0時45分まで

看護要員（看護師、准看護師、看護アシスタント）1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

深夜0時45分～朝8時45分まで

看護要員（看護師、准看護師、看護アシスタント）1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

○精神療養病棟入院料を算定している病棟は（日勤・夜勤あわせて）入院患者の皆さま 15 人に対して 1 人以上の看護職員及び看護補助者（うち看護職員が 5 割以上、かつ看護職員の 2 割以上が看護師）を配置し、これらのスタッフが交代で 24 時間看護を行っています。

当該病棟では、1日に12人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護アシスタント）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

朝8時15分～夕方17時00分まで

看護要員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

夕方17時00分～深夜0時45分まで

看護要員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

深夜0時45分～朝8時45分まで

看護要員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

○患者の皆さまの負担による付添看護は行っておりません。

○看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組み内容

1. 時間外勤務が発生しないような体制整備
2. 看護職員と他職種との業務分担
3. 看護アシスタント（看護補助者）の夜間配置
4. 短時間正規雇用の看護職員の活用
5. 多様な勤務形態の導入
6. 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
7. 夜勤負担の軽減

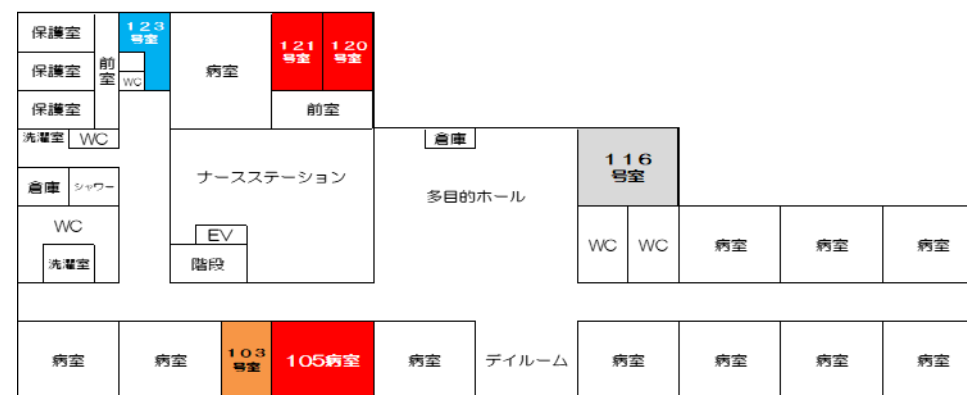
■ 特別の療養環境の提供

[特別療養環境室（有料室）] について

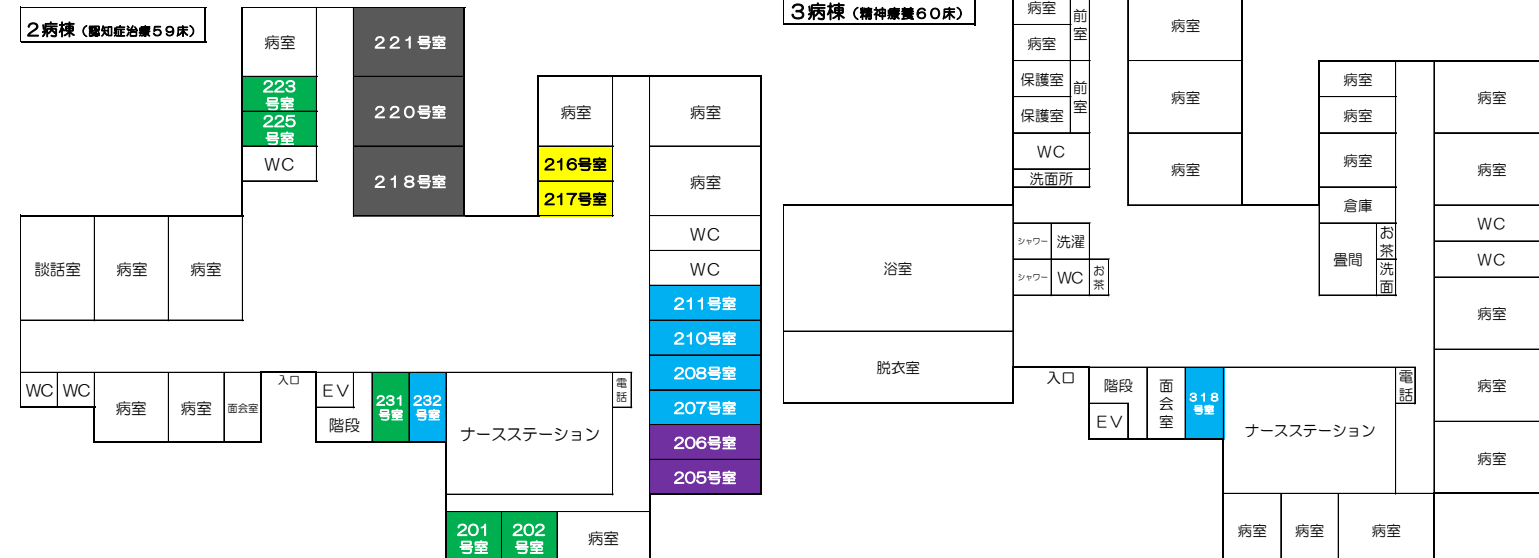
患者様のご希望で差額室を使用される場合（消費税込み）

■ 1人室	1日	3,630円
■ 1人室	1日	3,025円
■ 1人室	1日	2,420円
■ 1人室	1日	1,815円
■ 1人室	1日	1,210円
■ 2人室	1日	1,815円
■ 4人室	1日	1,210円
■ 4人室	1日	605円

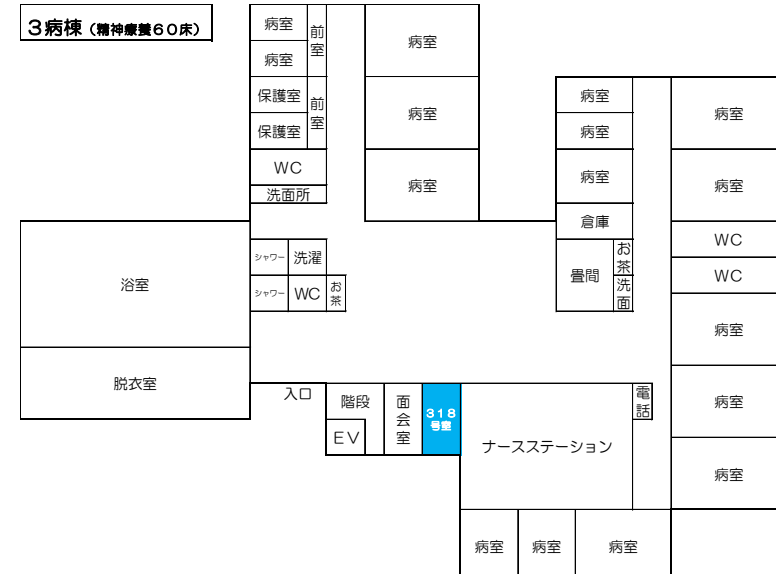
1 病棟（精神一般57床）



2 病棟（認知症治療59床）



3 病棟（精神療養60床）



■ 保険適用外料金一覧 (消費税込み)

1. 入院生活費

- 1) 衣類洗濯・保管代行料 1月 4,400円
 ※洗濯物をご家族がお持ち帰りになる場合は不要です。
 その場合は、感染対策のため2日に1回は洗濯をお願いします。
- 2) 日用品・おやつ等購入代行・保管料
 ・おやつ・日用品購入代行・保管料 1日 110円
 (おやつ等及び日用品を、当院にて購入代行且つ保管管理する場合に申し受けます)
 ・日用品保管料 1日 55円
 ・おやつ等保管料 1日 55円
 (ご家族様が購入し当院へ持参、当院にて保管管理を行う場合に申し受けます)
- 3) 小遣金取り扱い事務及び管理料 1日 275円
- 4) おむつ管理・保管料 1日 330円

2. その他の代行料

1) 外出付添料 (1名につき)

患者様やご家族の希望により患者様が外出されるときに職員が引率する場合。

		1時間未満	1時間以降30分毎
・ 医師	日勤帯(8:30~17:15)	11,000円	5,500円
	夜勤帯(17:15~8:30)	16,500円	8,250円
・ 医師以外	日勤帯(8:30~17:15)	3,300円	1,650円
	夜勤帯(17:15~8:30)	4,400円	2,200円

2) 病院車使用料 (片道)

患者様やご家族の希望により病院車を使用される場合。

行き先	車いす専用車	寝台車
・ 市立長浜病院	2,530円	3,630円
・ 長浜赤十字病院	2,530円	3,630円
・ 岩本整形外科	2,530円	3,630円
・ 湖北病院	9,240円	9,790円
・ 豊郷病院	9,240円	9,790円
・ その他	20分	3,630円
	以降20分毎	2,530円

- 3) 貴重品等保管料 1日 110円
 患者様やご家族の申し出により貴金属、保険証、刃物等を特別に保管する場合。
- 4) 年金通帳等管理料 1月 2,200円
 患者様やご家族の申し出により年金通帳・預貯金通帳を保管管理し、年金受領や振替を代行する場合。
- 5) 倉庫保管料1ケースにつき 1月 1,100円
 患者様やご家族の申し出により衣類等を病院所定のケースにて、保管庫にてお預かりする場合。

3. その他の費用

1) 文書料

- ア. 診断書 2,200円
 イ. 健康診断書 (福祉事務所用紙を含む) 3,300円
 ウ. 死亡診断書 5,500円 但し、1通増す毎に2,200円
 エ. 生命保険診断書 8,800円以上
 オ. 障害厚生年金診断書・障害国民年金診断書 5,500円
 カ. 精神障害者健康福祉手帳交付診断書 5,500円
 キ. 上記以外の診断書 5,500円以上
 ク. 医療費支払証明書 (確定申告書) 1,100円
 ケ. おむつ使用証明書、おむつ代証明書 1,100円
 コ. 入院及び通院証明書 2,200円

2) 診療録開示

- ア. 基本手数料 5,500円
 イ. 閲覧手数料 30分以内 5,500円
 (以降30分毎に) 5,500円
 ウ. 口頭による医師の説明 30分以内 8,800円
 (以降30分毎に) 8,800円
 エ. コピー代 (白黒) 片面1枚 55円
 オ. コピー代 (カラー) 片面1枚 110円

3) 室料差額 (差額室を使用される場合の使用料金)

- ・ 個室(105,120,121号室) 1日 3,630円
- ・ 個室(205,206号室) 1日 3,025円
- ・ 個室(123,207,208,210,211,232,318号室) 1日 2,420円
- ・ 個室(201,202,223,225,231号室) 1日 1,815円
- ・ 個室(216,217号室) 1日 1,210円
- ・ 2人室(103号室) 1日 1,815円
- ・ 4人室(116号室) 1日 1,210円
- ・ 4人室(218,220,221号室) 1日 605円

4) 死後の処置料 27,500円

5) 駐輪・駐車料

- ・ 自転車1台につき 1日 55円
- ・ バイク、オートバイ(大型車は別途) 1台につき 1日 110円
- ・ 自動車(大型車は別途) 1台につき 1日 550円

※入院患者様の駐輪・駐車は原則としてお断りいたします。

やむを得ず駐輪・駐車されるときは入院の日より7日目から請求します。

6) 訪問看護交通費 片道5キロメートルまで (1回につき) 200円 (*以降1キロメートル毎に40円加算)

7) その他

- ・ 郵送料、宅急便送料、電話代、テレホンカード代 実費
- ・ 設備備品を破損された時の弁償費用、日常生活における衛生材料等の購入 実費

■ 個人情報保護に関する基本方針

当院は、地域住民の心と身体の健康をささえる病院として、良質な医療の提供を目指し、診療業務を営んでおります。

患者の皆さまの健康状態に応じて迅速かつ的確な医療を提供させていただくためには、患者の皆さまに関する様々な個人情報が必要となります。当院では、下記の基本方針に基づき、これら患者の皆さまの個人情報保護に厳重な注意を払っております。

1. 当院では、個人情報保護に関する法令、規則、社会通念を遵守するとともに、情報管理規定を作成し、それに基づいて患者の皆さまの情報を管理しています。
2. 当院では、情報管理責任者を置き、患者の皆さまの個人情報の取り扱いを管理するとともに、個人情報保護に関する職員教育を行っています。
3. 当院では、患者の皆さまの個人情報を、診療及び病院の運営管理に必要な範囲においてのみ、適法、公正な手段により収集しています。また、収集した個人情報は収集目的の範囲内でのみ利用し、利用目的に関しては患者の皆さまに予め明示しています。
4. 当院では、患者の皆さまの個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するとともに、情報を常に最新の内容に保つよう、安全かつ正確な管理に努めています。
5. 当院では、一部の検査等を外部の検査会社等に委託する場合があります。その際に患者の皆さまの個人情報を知らせる必要があります。当院では信頼のおける業者、施設等を選択すると同時に、患者の皆さまの個人情報が不適切に扱われないように契約を取り交わし、当該業者に対する必要かつ適切な監督を行っています。

6. 当院では、患者の皆さまの健康及び生命を守るために、診療上、個人情報を第三者に知らせる事が求められる場合でも、その必要性を慎重に吟味し、患者の皆さまの個人情報を保護するように努めています。
7. 当院では、協力型臨床研修病院として臨床研修医の受け入れを実施しており、研修医による診療を行うことがあります。その際にも、患者の皆さまの個人情報の取り扱いに関して十分注意するよう指導しています。また、看護実習生や作業療法実習生、精神保健福祉援助実習生等についても個人情報の保護に関する指導を徹底しています。
8. 当院では、患者の皆さまのご希望に応じて、医療情報を開示しています。開示を求められる方は医療相談担当者までお申し出下さい。

また、個人情報の取り扱いに関する疑問や不明な点につきましても、医療相談担当者までお尋ね下さい。

■ グループホームのご案内

当院では障害者自立支援法による共同生活援助事業として、長浜市内に精神障害者グループホームを開設運営しております。詳しくは医療相談担当者までお問い合わせ下さい。

■ 医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

当院では令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っております。

- 1.オンライン請求を行っております。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- 4.電子カルテ情報共有サービスの活用体制を整備しています。
- 5.電子処方箋を発行する体制は現在整備中です。
- 6.マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っております。
- 7.マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度実績を有しています。
- 8.医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

医療DXの推進に伴い、令和6年6月より医療DX推進体制整備加算として8点を月に一度算定させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■ 医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の皆さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時	医療情報取得加算	・ ・	1点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	・ ・	1点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

■ 早期診療体制充実加算に係る掲示について

当院では、診療において以下の点に留意しております。

- 他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の確認を行います。
- 不調やお薬の副作用などのご相談に応じます。必要に応じ、検査等を行う場合があります。
- 健康相談や、予防接種に関するご相談に応じます。
- 障害福祉サービス等の利用に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、障害支援区分認定や要介護認定の意見書を作成いたします。
- 不調時、患者の皆さまからの電話等による問い合わせや相談に対応しています。なお、必要に応じて適切な医療機関への案内や紹介を行っております。

■ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

■ 後発医薬品使用体制加算について

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

■ 入院時食事療養に関するもの

当院では、入院時に患者の皆さま個々に栄養状態の評価を行い、関係職種が共同して、栄養状態、摂食機能及び食事の形態等を考慮した栄養管理計画を作成、実施しています。

当院では、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）に適温で提供されております。また、定められた日に予め患者の皆さまに提示されたメニューからお好みの食事を選択していただいております。選択メニューサービスに関しては患者の皆さまに特別のご負担はありません。

■ 行動規範

1. 私たちは、心身を病む人々の医療・保健・福祉の専門施設として、地域住民の健康と福祉の増進を図ると共に、利用者が安全で安楽・安心できる施設を目指します。
2. 私たちは、利用者の人格と権利を尊重すると共に、親切、丁寧、且つ責任ある態度で接し、常に満足されるサービスを行います。

3. 私たちは、医療・保健・福祉に関する情報のほか、あらゆる分野と立場で問題意識を共有し、素早い対応と行動により、創意工夫と業務改善を行い、活力ある組織づくりを遂行します。
4. 私たちは、常に「ほう・れん・そう（報告・連絡・相談）」とチームプレー、連携プレーにより業務を推進し、快適で明るい職場環境を作ります。
5. 私たちは、広い知識と高度な技術、豊かな人間性と高い倫理観を求め、常に自分に厳しく自己啓発に努めます。
6. 私たちは、精神障がいに対する正しい理解と認識を広めるため、地域社会と積極的につながり、情報を発信していくよう努めます。

■ 職業倫理と臨床倫理

1. 職業倫理
 1. 医療者として責任を自覚し、教養を深め、人格を高めます。
 2. 医療の質の向上のため、知識と技術を高め研鑽します。
 3. 守秘義務を遵守し、個人情報を保護します。
 4. 地域の人々により良い医療を提供するため、地域の関係機関や団体との連携に努めます。
 5. 医療を通じて社会の発展に寄与し、関係法令を遵守します。
2. 臨床倫理
 1. 患者の皆さまの人格を尊重し、人権を守ります。
 2. 患者の皆さまやご家族が納得し選択できるよう十分に説明し、その意思を確認し、自己決定権を尊重します。
 3. 倫理問題が発生したときには、倫理委員会の審議結果に従った医療を提供します。

■ 患者の皆さまの権利

1. 患者の皆さまは、個人的な背景の違いや病気の性質にかかわらず、人権を尊重した良質で最適な医療を継続して受けることができます。
2. 患者の皆さまは、医療の内容、その危険性及び回復の可能性についてご自身が理解できる言葉で説明を受け、それを十分納得して同意したのちに医療を受けることができます。ただし、必要に応じて主治医の判断で家族、代理の方にお話する場合があります。
3. 患者の皆さまは、今受けている治療、処置、検査、看護、食事その他についてご自分の希望を申し出ることができます。
4. 患者の皆さまは、他の医療機関を受診あるいは転院する場合には必要な情報を受けることができます。
5. 患者の皆さまは、生活の質を維持・向上していくために、適切な社会資源を活用する方策について十分に相談することができます。
6. 患者の皆さまの医療上の個人情報保護されます。
7. 患者の皆さまに研究途上にある治療をおすすめする場合には、治療の内容や予想される危険性、従来の治療方法との違いなどについて、前もって十分な説明をします。
8. 患者の皆さまには、これまでにかかった病気、通院や入院の状況、使用した薬などの自身の健康状態に関わる情報を提供していただく責任があります。
9. 患者の皆さまには、医療従事者と協力して積極的に医療に参加し、病院の規則や主治医の指示を守り他の患者の皆さまの医療に支障を与えないよう配慮していただく責任があります。

■ インフォームド・コンセントとは

患者の皆さまは、医療の内容、その危険性及び回復の可能性についてご自身が理解できる言葉で説明を受け、それを十分納得して同意したのちに医療を受けることができます。ただし、必要に応じて主治医の判断で家族、代理の方にお話する場合があります。診療に対して疑問や不明な点がございましたら主治医もしくは看護師に遠慮なくお尋ね下さい。

■ セカンドオピニオンとは

現在の主治医からの説明を受けた上で、他の医師からも診断や治療方法の説明を受けることを言います。現在の主治医より十分説明を受けてから、診療情報提供書や必要な資料を持って他の医師の診察を受けることができます。院内あるいは院外の同診療科の医師に相談することになります。医師、看護師までお問い合わせ下さい。

■ 診療情報の開示

当院では、患者の皆さまからの申請により診療記録等の開示を行っています。

あらかじめ諸手続きが必要となりますので、診療記録等の開示を求められる方は医療相談担当者までお申し出下さい。